

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）

（機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 22 年 10 月分

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況 (11月30日現在)	発生場所
1	H22.10.7	復水器連続洗浄装置ボール回収器 (復水器細管内の洗浄に使用されたスポンジ状ボールを回収する装置)	3台ある復水器連続洗浄装置ボール回収器のうち1台において、当該機器の上蓋の合わせ面から海水が漏れていることを確認した。 このため、当該機器の上蓋合わせ面のOリングを交換し復旧した。 原因調査の結果、点検作業にて上蓋復旧する際に、海生物等の異物がOリングに付着したためであると推定した。 このため、Oリングが確実に装着されていることを確認する旨、現場表示を行った。	処置済み	屋 外
2	H22.10.11	復水器連続洗浄装置貝・ボール分離装置 (復水器細管内の洗浄に使用されたスポンジ状ボールと洗浄により除去された貝類を分別するための装置)	6台ある復水器連続洗浄装置貝・ボール分離装置のうち1台において、当該装置の空気抜き用電磁弁から異音を確認した。なお、異音はその後停止した。 原因調査のため、当該弁を分解点検したところ、当該弁の押えねじに緩みが確認されたため、増し締めを行い、動作に問題がないことを確認し復旧した。	処置済み	屋 外

3	H22.10.25	<p>構内モニタリングポスト （発電所構内の空間放射線等を測定している設備）</p>	<p>8台ある構内モニタリングポストのうち1台において、設備異常を示す警報が発生した。</p> <p>当該設備を確認したところ、当該設備基板の端子の一部において、虫の死骸が接触していることが確認された。</p> <p>このため、当該設備内の虫の死骸を除去し、設備の機能に問題がないことを確認し復旧した。</p> <p>原因調査の結果、当該設備が収納されている建屋の入口扉、電源ケーブルの開口部に隙間が確認され、そこから虫が侵入したと推定した。</p> <p>隙間が確認された部分については、コーキングを実施し、虫が侵入しないようにした。また、当該設備の建屋周辺へ殺虫剤を散布するとともに、日常点検において建屋内の虫の有無を確認することとした。</p>	処置済み	屋 外
4	H22.10.25	<p>燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置 （使用済み燃料等を保管するプールの水を浄化する設備）</p>	<p>2系統ある燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置のうち1系統において、分解点検を実施したところ、当該装置のフィルタエレメントを支持する部品の1箇所が、正しく固定されていないことを確認した。</p> <p>支持部品の固定は、点検時における作業性向上を目的としたものであり、設備構造上の影響はなく、装置の機能に影響はないことから、現状のまま復旧した。</p> <p>原因調査の結果、当該装置のフィルタエレメントを支持する部品の固定溶接の施工不良によるものと推定した。</p> <p>このため、当該溶接の施工時に施工状況を管理するためのチェックシートを作成した。</p>	処置済み	原 子 炉 建 屋

5	H22.10.26	海水ポンプ室除塵装置 (冷却用として取水する 海水中の塵かきを取 水路内にて取り除く設 備)	3系列ある海水ポンプ室除塵装置のうち1系列において、塵かきを洗い落とすための洗浄水の圧力が低いことを示す警報が発生したため、警報確認したところ、警報は復旧した。原因調査の結果、当該圧力検出用スイッチの動作不良が推定されたため、スイッチを交換するとともに、除塵装置制御盤の警報発生用のリレーを交換し、動作に問題がないことを確認し復旧した。	処置済み	屋 外
---	-----------	--	--	------	-----

・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」、「補修済み・取替済み・復旧済み」、「処置済み」については、以下の状況をいいます。

- ・対応中 : 要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み: 要求事項を満足する状態に復旧済みです。
今後、原因調査、対策等を講じます。
- ・処置済み: 要求事項を満足する状態に復旧し、原因調査、対策等を実施済みです。
なお、今後、水平展開について検討・対応します。